

# この現場で働く皆さまへ



この工事には  
世田谷区公契約条例による  
**1人工あたりの最低額**が  
定められています！

**ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください！！**

※世田谷区公契約条例では賃金の下限(最低)とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

労働報酬下限額一覧(1日あたり(8時間)に換算した金額)〔労働報酬下限額：令和8年3月告示〕

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額	
1	特殊作業員	26,096円	20	トンネル作業員	27,288円	39	板金工	30,432円	
2	普通作業員	22,952円	21	トンネル世話役	36,384円	40	タイル工	23,632円	
3	軽作業員	15,896円	22	橋りょう特殊工	31,200円	41	サッシ工	28,312円	
4	造園工	23,552円	23	橋りょう塗装工	31,032円	43	内装工	29,240円	
5	法面工	28,560円	24	橋りょう世話役	35,704円	44	ガラス工	28,392円	
6	とび工	28,136円	25	土木一般世話役	29,240円	46	ダクト工	25,592円	
7	石工	28,136円	26	高級船員	33,752円	47	保温工	24,312円	
8	ブロック工	27,544円	27	普通船員	27,800円	49	設備機械工	23,800円	
9	電工	29,160円	28	潜水土	44,800円	50	交通誘導警備員A	17,432円	
10	鉄筋工	28,736円	29	潜水連絡員	32,472円	51	交通誘導警備員B	15,896円	
11	鉄骨工	25,336円	30	潜水送気員	30,520円	第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者 14,960円			
12	塗装工	31,032円	31	山林砂防工	27,632円				
13	溶接工	32,392円	32	軌道工	49,896円				
14	運転手(特殊)	26,440円	33	型わく工	28,056円				
15	運転手(一般)	21,760円	34	大工	26,016円				
16	潜かん工	31,712円	35	左官	28,736円				
17	潜かん世話役	38,000円	36	配管工	25,592円				
18	さく岩工	35,704円	37	はつり工	26,520円				
19	トンネル特殊工	32,136円	38	防水工	32,472円				
									上記以外の職種

※労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

## 世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約(公契約)に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

## 現場の労働条件を確認するには？

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。

閲覧場所：財務部経理課契約係  
教育政策・生涯学習部教育総務課経理係

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額などの最新情報はホームページで！



世田谷区財務部経理課公契約担当  
TEL.03-5432-2965 FAX.03-5432-3046